

議案第 27 号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第11条の 3 に次のただし書を加える。

ただし、第24条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第11条の 3 に次の 1 号を加える。

(3) 当該年度における第24条第 1 項の規定による基礎賦課額の減免の額の
総額

第15条第 1 項第 3 号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第15条の 5 の 2 中「又は第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同条第 1 号中「次号」を「次号又は第 3 号」に改め、同条第 2 号中「属する世帯」の次に

「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)

第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第15条の6の2に次のただし書を加える。

ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第15条の6の2に次の1号を加える。

- (3) 当該年度における第24条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第15条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第15条の6の9中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)

第15条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第15条の7に次のただし書を加える。

ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、

第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第15条の7に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

附則第2条(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定(附則第2条の規定を除く。)は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。